

# 令和7年度 東大路通渋滞緩和に係る情報発信強化の業務委託仕様書

## 1 委託業務名

令和7年度 東大路通渋滞緩和に係る情報発信強化の業務（以下「本業務」という。）

## 2 本業務の目的・概要

本市では、過年度から、地元住民、関係者、京都府警等の関係機関との連携の下、東山地域の交通の円滑化及び安全快適な歩行空間の創出のため、例年11月に、臨時交通規制等を実施し、東大路通等の渋滞対策に取り組んでいる。

しかし、東大路通南行（三条～五条）においては、臨時交通規制等の交通対策をもっても渋滞緩和に至らないことから、令和6年度は、東大路通沿道に目的のない車両を堀川通へ迂回誘導するための「東大路通社会実験」（資料1参照）を実施した結果、迂回誘導には一定の効果があつた。

令和7年度は、「東大路通社会実験」の迂回誘導の結果を踏まえ、東山地域における本市取組として、例年実施している臨時交通規制等に加え、東大路通南行車両の堀川通への迂回誘導を一層促進するため、SNS等を活用した情報発信や、道路利用者が視認しやすく迂回案内する電子情報板（資料2参照）の新たな整備による情報発信を行う。

本業務は、SNS等を活用することにより、東大路通南行車両が堀川通へ迂回誘導する行動変容を促し、東大路通渋滞緩和に係る情報発信する業務委託である。

## 3 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年2月28日まで

## 4 委託業務の内容

### （1）堀川通への迂回誘導の促進及び東大路通渋滞緩和に係る情報発信の検討及び実施

ア 東山地域を訪れる観光客を主なターゲットとし、「旅マエ」「旅ナカ」のタイミングに応じた効果的な情報発信を行うこと。

イ 上記アの発信においては、幅広く情報発信を行うとともに、東山へ流入が多いとされる近畿圏や中部圏の地域在住（特に、京都府、大阪府、滋賀県、愛知県、兵庫県）を対象にし、ターゲットを絞って、SNSやリスティング広告等を活用すること。

ウ 情報発信における戦略的な運用手法を提案し、本市と協議のうえ、実施すること。また、本市の指定する広報媒体に必要な広報素材、文案を提供すること。

エ 上記情報発信にあたり、本市と協議のうえ、アクセス数の目標を設定し、目標値の達成を目指すこと。

### （2）迂回誘導の対策に係るアンケート調査の検討及び実施

令和7年度の本市取組の電子情報板による迂回誘導の効果を検証するため、SNS媒体を活用した効果的なアンケート調査を提案し、本市と協議のうえ実施する。

## 5 留意事項

- ・可能な限り複数の情報発信の方法や媒体を検討する。
- ・混雑緩和に向けて、東大路通（三条～五条）の混雑を伝え、堀川通への迂回誘導のメリットをわかりやすく提案すること。
- ・SNS等の情報発信を行う際は、本市と協議のうえ作成すること。また、情報発信の時期に応じた調整が必要な場合は修正に応じること。

・SNS等の情報発信は、実写・アニメーションを問わないが、出演者や協力者に関する交渉も受託者において行うこと。肖像権、差別用語等の人権に関する配慮及び個人情報については十分に注意を払うこと。また、人物を撮影する際は、必要な肖像権の処理を行うこと。なお、撮影に際して必要となる、使用料、出演料、謝礼金等の費用は本業務の費用に含む。また、寺社等の写真データ等は本市からは提供しない。

## 6 委託業務の進行等

### (1) 業務スケジュールの調整

受託者は業務開始に先立ち、今後の業務スケジュールを作成し、本市へ届け出て承認を得ること。

### (2) 進捗状況の報告

受託者は、業務進捗状況その他必要事項について、適宜、本市へ報告を行うこと。

### (3) 協議事項

本仕様書に定めのない事項及び業務遂行に当たり疑義が生じた場合は、本市と受託者の協議により、その解決を図ること。

### (4) その他

受託者は、業務終了時に次の報告書等を提出する。

ア 本委託業務報告書 1部

イ 本業務で使用した各種データ 一式

ウ その他、本市が指示するもの

## 7 その他

### (1) 業務内容の変更等に伴う取扱

本業務委託は、今後の関係行政機関等との協議・調整結果により、実施内容や数量等に変更が生じる可能性がある。当該事象が生じた場合は、受発注者の協議に基づき柔軟かつ適正に業務を遂行すること。

### (2) 秘密保持義務

本委託業務によって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

委託期間終了後も同様とする。

### (3) 個人情報の保護

個人情報を適切に管理・保護するために必要な措置を講じること。

### (4) 損害賠償

本委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、すべて受託者の責任において処理すること。

### (5) 著作権の取扱い

ア 本事業における成果物の著作権（著作権法第21条から第28条までに定める権利を含む。）については、本市に帰属するものとする。また、本事業終了後においても本市がその保有する広報媒体等を活用して公表等を行うに当たり、著作権使用料等が別途発生しないようにし、自由に無償で使用できるものとするとともに、作者人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に定める権利を含む。）の行使をしないこと。

イ 成果物に使用される全てのものは、必ず事前に著作権、肖像権等の権利の了承を得てから使用すること。

ウ 成果物に使用される全てのものは、権利者により二次使用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得たうえで使用すること。なお、その際必要となる一切の手續及び使用料の負担等は受託者が行うこと。

- エ 本事業による成果物については、使用料その他名目の如何を問わず、使用の対価を一切請求することができない。
- オ 成果物の著作権及び肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、本市は責任を負わない。



令和 6 年 10 月 3 日  
市民生活と観光の調和推進プロジェクトチーム

京都市都市計画局

担当：歩くまち京都推進室

電話：075-222-3483

## 令和 6 年度 秋の観光課題対策(道路の混雑対策) ～東山地域周辺・嵐山地域周辺の交通対策～



京都市では、関係機関との連携の下、市民生活と調和した持続可能な京都観光の実現に向けた取組を進めています。

東山地域及び嵐山地域における、交通の円滑化と安全快適な歩行空間の創出のため、地域関係者、交通事業者、京都府警察等関係機関で構成する東山交通対策研究会及び嵐山交通対策研究会での議論を踏まえ、11月下旬の土・日・祝日及び12月1日（日）における臨時交通規制をはじめとする交通対策を実施します。

### 1 東山地域周辺の交通対策

#### (1) 実施日

令和6年11月23日（土・祝）、24日（日）、30日（土）、12月1日（日）

#### (2) 内容

##### ア 東大路通社会実験 **新規**

毎年秋の観光シーズンに東山地域で交通規制等の観光地等交通対策を実施していますが、東大路通の四条通から五条通間の南行は、なお混雑している状況がみられることから、これまでから取り組んでいる交通規制等に加え、東大路通への車両の流入を抑制する「東大路通社会実験」を実施します。

① プラカードスタッフ、横断幕、電柱幕等での周知により、東大路通沿道等に目的がない車両を、早い段階から堀川通へ迂回誘導

② 東山丸太町交差点(北詰)において、南行直進1車線の利用を制限【12時～19時】

※ 同交差点における南行を完全に制限するわけではありません。

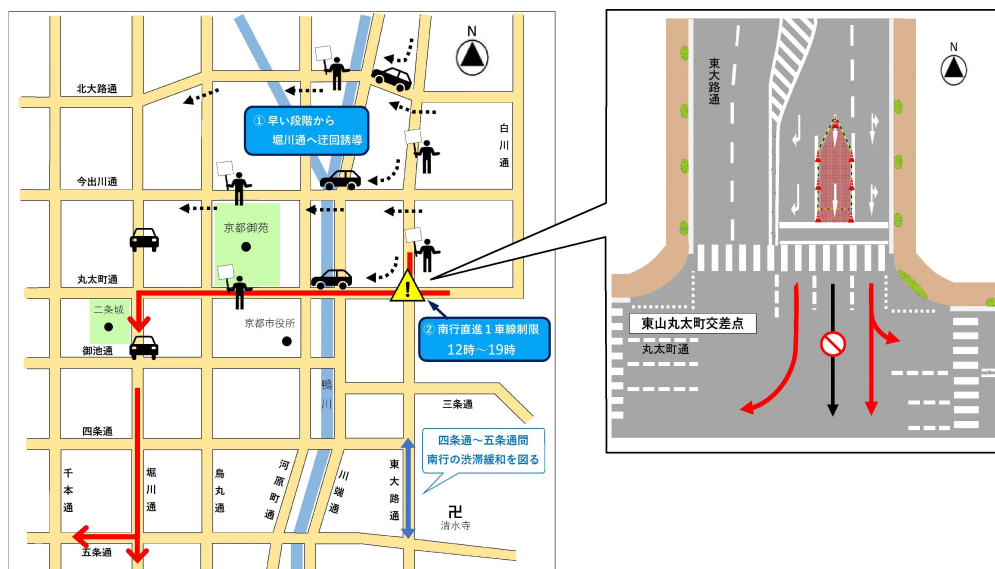


図1 令和6年11月23日（土・祝）、24日（日）、30日（土）、12月1日（日）  
の4日間における東大路通社会実験の概要図

## イ 東山五条周辺の交通対策

継続

- ① 東大路通北行車両に対する高台寺南門通への右折進入禁止【10時～19時】
- ② 東大路通南行車両に対する市営清水坂観光駐車場方面への左折進入禁止【12時～19時】
- ③ 五条通西行車両に対する市営清水坂観光駐車場方面への右折進入禁止【12時～19時】
- ④ 大谷本廟前タクシー乗り場の閉鎖（閉鎖スペースを利用し、交通案内板を設置）【7時～19時】



図2 令和6年11月23日（土・祝）、24日（日）、30日（土）、12月1日（日）の4日間における東山五条周辺の交通規制図

## ウ 東福寺周辺の交通対策

継続

- ① 本町通（九条陸橋～瀧尾神社前）臨時通行規制【9時～16時】
- ② 九条陸橋北側道（本町通～三洋化成門）西行一方通行【9時～16時】
- ③ 本町通九条、本町通十条及び師団街道十条における車両迂回誘導【9時～16時】
- ④ 東福寺へのアクセス路の車両通行禁止【9時～16時】

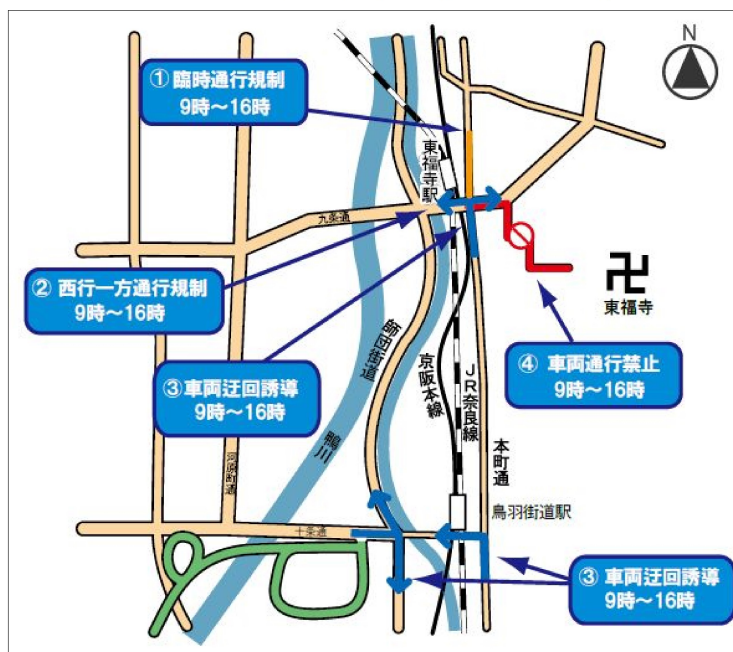
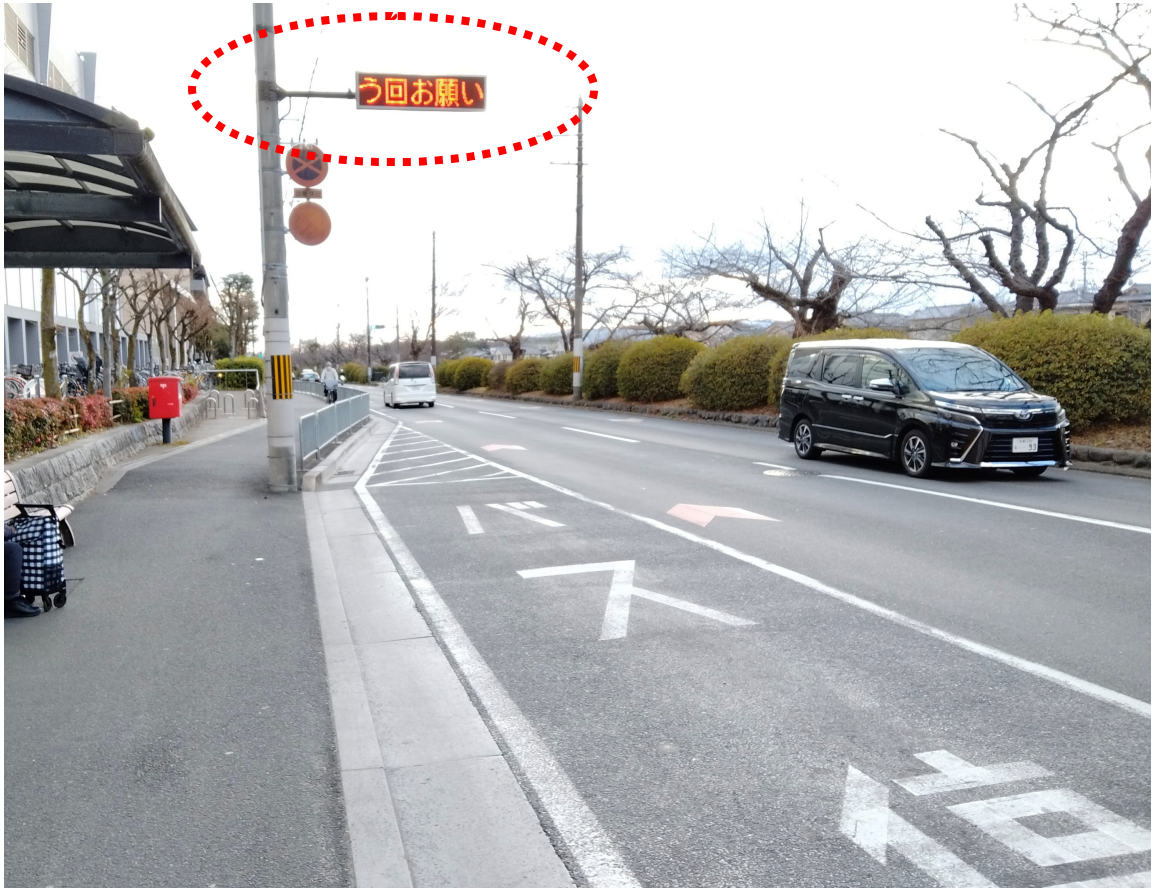


図3 令和6年11月23日（土・祝）、24日（日）、30日（土）、12月1日（日）の4日間における東福寺周辺交通規制図

## 電子情報板



※市内各所の15箇所に設置